

記者資料提供 PressRelease



令和7年12月23日

▼タイトル

令和7年12月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和7年12月定例会を閉会しました。

■議案数

	議決 案件	条例 案件	予算 案件	請願	意見書	決議
委員会付託中の議案	7	9	7	2		
本日追加 提出議案	市長提案		3	5		
	議員提案				2	2
計	7	12	12	2	2	2
うち議決議案数（計37件）	7	12	12	2	2	2
継続審査件数			なし			

■本日の議決状況

○議決案件

- ・議第75号および議第77号から議第82号までの7件は、原案のとおり可決しました。

なお、議第75号に対する附帯決議案が提出され、原案のとおり可決しました。

※内容は別紙のとおり

○条例案件

- ・議第83号から議第91号まで、および議第99号から議第101号までの12件は、原案のとおり可決しました。

○予算案件

- ・議第92号から議第98号まで、および議第102号から議第106号までの12件は、原案のとおり可決しました。

なお、議第92号に対する附帯決議案が提出され、原案のとおり可決しました。

※内容は別紙のとおり

○請願

- ・請願第4号は、不採択とすることに決定しました。
- ・請願第5号は、採択とすることに決定しました。

○意見書

- ・意見書第3号（再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり
- ・意見書第4号（日本政府は、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり

以上

▼問い合わせ先

○所 属： 議会事務局

○電話番号： 0740（25）8140

○ファックス： 0740（25）8146

議第 75 号工事請負変更契約の締結につき議決を求めるについて に対する附帯決議

本議案は、法令等の規定に基づき、本来であれば工事費の増額が地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および高島市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に定める議決要件に該当することが判明した時点から遅滞なく議会の議決を経るべき事案である。しかしながら、執行機関は所定の手続きを怠り、議決を得ないまま追加工事等を施工・完了させ、事後になって本議会に提案を行った。このことは、地方自治法第 96 条および高島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に対して極めて不適切な事務処理である。同時に議会の監視機能を軽視する行為として断じて容認できるものではない。

よって、本議会は、工事関係者や市民生活への影響を回避するため、諸般の事情を熟慮の上で本案を可決するものである。今後このような事態が二度と繰り返されないように、執行機関に対し下記事項の履行を強く求めるものである。

記

1. 法令遵守の徹底

今回の極めて不適切な事務処理に至った原因を徹底的に検証し、全局的な法令遵守意識の向上と再発防止体制の確立を図ること。特に、契約変更が必要となった時点での速やかな議会への報告・協議および適切な法的手続きを徹底すること。

2. 責任の所在の明確化

本件に関する意思決定過程を明らかにし、市長・教育長をはじめとする関係職員の責任の所在を明確にするとともに、厳正な対処を行うこと。

3. チェック体制の強化

工事担当課任せにすることなく契約担当部署や財政担当部署が各自の職責を果たし、工事変更に伴う法的手続きの要否を二重三重にチェックする体制を構築すること。

4. 議会への報告

上記に関する再発防止策等について、速やかに本市議会へ報告すること。

以上、決議する。

令和 7 年 1 月 23 日

高島市議会

議第92号「令和7年度高島市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議

本議案は、高島市新環境センターの造成工事に係る新ごみ処理施設整備事業の予算が含まれており、このことについては住民合意が大変重要である旨、先般の一般質問において市長の発言があった。

本来であれば、本予算案が上程される前に関係自治会に対し十分な説明がなされ、住民合意の見込みがある程度明白になっている状態での議案上程となるべきところ、本日の会議時点において、少なくとも一部自治会で当該工事及び関連事業に関する合意が得られていない。

のことから、本事業全体の実現可能性を鑑みた時に、本造成工事に係る事業についても当然住民合意は必須であると解することが相当であることから、実現可能性のある方法を改めて広く考えるとともに、それも含めた住民説明をし、合意に向けた取り組みを急務とすべきであると考えられる。

よって、予算執行にさしあたり、住民合意が得られる取り組みを具体的に考え、速やかに合意に向けて説明を尽くすことを強く求める。

以上、決議する。

令和7年12月23日

高島市議会

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

えん罪は、犯人とされた者やその家族に人生を大きく狂わせ、時にはその命をも奪いかねない国家による最大の人権侵害です。冤罪の発生を防ぐとともに、不幸にしてえん罪が発生した場合、これを速やかに救済されなければなりません。

これまで、死刑事件では4件の無罪判決が確定し、死刑事件以外でも再審により無罪判決が確定する事件が相次ぐなど、冤罪や再審をめぐる国民の関心も高まっています。

しかし、再審無罪判決が確定するまでに何十年もの時間が費やされています。福井女子中学生殺人事件（1986年福井県）は20年、布川事件（1976年茨城県）は44年、袴田事件（1967年静岡県）では57年もかかっています。無辜の救済のためになぜこのような長い年月を必要とするのか。人生の大半をかけて無実を訴えても、冤罪を晴らすことができないまま無念の死を遂げる者も少なくありません。

日本国憲法は無実の者が誤って処罰されないように、刑事手続きにおける基本的人権の保障と公正な裁判を実現するよう詳細な規定を設けています。

しかし、再審の手続きについて定める刑事訴訟法「第四編再審」（再審法）は、戦後の改正から取り残され、わずか19か条の規定しかなく、具体性に欠け、個々の裁判所の解釈、運用にゆだねられていることから、裁判所ごとに審理の進行や結論に差異がでる「再審格差」と言われる問題が生じています。

冤罪被害者の速やかな救済のためにも、捜査段階で集めた証拠の開示が必要です。有罪に有利か不利かを問わず、裁判所や弁護団の開示請求に応じ真相解明に役立てるべきです。そのことは冤罪を生まないことに繋がります。

また、ひとたび再審開始が決定されても、検察官がその決定に対する不服申し立て（上訴）をすることにより、速やかに再審公判手続きに移行できず、裁判を長引かせ当事者と家族を苦しめ続ける実情があります。

えん罪者被害者の名誉と尊厳を回復し、間違った有罪判決を速やかに是正するために「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を速やかに行うよう強く求めます。

記

- 1 再審における検察手持ち証拠の全面開示を制度化すること。
- 2 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月23日

滋賀県高島市議会議長 河越 安実治

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣あて

日本政府は、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから、今年で 80 年になる。2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。同年 9 月 20 日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2025 年 9 月時点で 95 カ国が署名し、74 カ国が批准した。

核兵器禁止条約は、核兵器について人類に破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪した。条約は、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。

核兵器禁止条約は、被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた、核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。この条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められている。

2024 年 12 月 10 日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんがあらゆる活動を通じて、核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえている。

今年は、被爆 80 年の節目の年である。今こそ、広島・長崎の原爆被害を体験した日本の政府は核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させるために、世界の模範とならなければならない。

核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器の非人道性を知る唯一の戦争被爆国として、下記の事項が実現されるよう、平和都市宣言をしている高島市から意見書を提出する。

記

日本政府は、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 23 日

滋賀県高島市議会議長 河越 安実治

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣あて